

『 令和4年版 自動車検査員教習試験 問題と解説 九州運輸局編 』

お詫びと訂正のお知らせ

弊社出版物「令和4年版 自動車検査員教習試験 問題と解説 九州運輸局編」をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。本書の内容に誤りがございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。訂正してお詫びいたします。

頁数等	内 容																							
P.176 第3章 計算問題 令和3年度 第2回問題 解説【1】kgfを用いた場合 ④審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の総和の割合	誤	判定基準値はブレーキ・テストのローラが乾いている状態であることから「4.90N/kg以上」が適用される。																						
	正	判定基準値はブレーキ・テストのローラが乾いている状態であることから「50%以上」が適用される。																						
P.239 第4章 年度別試験問題 令和2年度 第1回 【13】1	誤	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>炭化水素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 2サイクルの原動機を有する自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</td> <td>4.5%</td> <td>100万分の7,800</td> </tr> <tr> <td>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td>3%</td> <td>100万分の①</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	ア 2サイクルの原動機を有する自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	4.5%	100万分の7,800	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	3%	100万分の①		※抜粋											
自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素																						
ア 2サイクルの原動機を有する自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	4.5%	100万分の7,800																						
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	3%	100万分の①																						
	正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>炭化水素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 2サイクルの原動機を有する自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</td> <td>4.5%</td> <td>100万分の7,800</td> </tr> <tr> <td>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td>0.5%</td> <td>100万分の①</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素	ア 2サイクルの原動機を有する自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	4.5%	100万分の7,800	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	0.5%	100万分の①		※抜粋											
自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素																						
ア 2サイクルの原動機を有する自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	4.5%	100万分の7,800																						
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	0.5%	100万分の①																						
P.284～285 第4章 年度別試験問題 平成30年度 第1回 【10】2	誤	2. 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える突入防止装置は、次の基準に適合すること。[改] (1) 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の全ての位置の高さが地上(⑤)以下となるように取付けられていること。 (2) 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して(⑥)の位置に取付けられていること。 (3) 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側(⑦)までの間にあるように取付けられていること。 (4) 突入防止装置は、その全ての平面部と空車状態において地上(⑧)以下にある当該自動車の他の部分の(⑨)との水平距離が(⑩)以内であって取付けることができる自動車の(⑨)に近い位置となるように取付けられていること。 <table border="1" style="border-style: dashed;"> <tbody> <tr> <td>ア: 550mm</td> <td>イ: 450mm</td> <td>ウ: 0.7m</td> <td>エ: 1500mm</td> <td>オ: 2m</td> </tr> <tr> <td>カ: 対称</td> <td>キ: 2.1m</td> <td>ク: 650mm</td> <td>コ: 後面</td> <td>サ: 0.9m</td> </tr> <tr> <td>シ: 100mm</td> <td>ス: 0.5m</td> <td>セ: 直角</td> <td>ソ: 400mm</td> <td>タ: 後端</td> </tr> <tr> <td>ト: 2.3m</td> <td>ナ: 2000mm</td> <td>ニ: 0.8m</td> <td>ネ: 350mm</td> <td>ノ: 0.8m</td> </tr> </tbody> </table>			ア: 550mm	イ: 450mm	ウ: 0.7m	エ: 1500mm	オ: 2m	カ: 対称	キ: 2.1m	ク: 650mm	コ: 後面	サ: 0.9m	シ: 100mm	ス: 0.5m	セ: 直角	ソ: 400mm	タ: 後端	ト: 2.3m	ナ: 2000mm	ニ: 0.8m	ネ: 350mm	ノ: 0.8m
ア: 550mm	イ: 450mm	ウ: 0.7m	エ: 1500mm	オ: 2m																				
カ: 対称	キ: 2.1m	ク: 650mm	コ: 後面	サ: 0.9m																				
シ: 100mm	ス: 0.5m	セ: 直角	ソ: 400mm	タ: 後端																				
ト: 2.3m	ナ: 2000mm	ニ: 0.8m	ネ: 350mm	ノ: 0.8m																				
	正	2. 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える突入防止装置は、次の基準に適合すること。[改] (1) 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上(⑤)以下となるように取付けられていること。 (2) 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して(⑥)の位置に取付けられていること。 (3) 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側(⑦)までの間にあるように取付けられていること。 (4) 突入防止装置は、その平面部と空車状態において地上(⑧)以下にある(⑨)までの水平距離が(⑩)以下であって、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるように取付けられていること。 <table border="1" style="border-style: dashed;"> <tbody> <tr> <td>ア: 550mm</td> <td>イ: 450mm</td> <td>ウ: 0.7m</td> <td>エ: 1500mm</td> <td>オ: 2m</td> </tr> <tr> <td>カ: 対称</td> <td>キ: 2.1m</td> <td>ク: 650mm</td> <td>コ: 車体後面</td> <td>サ: 0.9m</td> </tr> <tr> <td>シ: 100mm</td> <td>ス: 0.5m</td> <td>セ: 直角</td> <td>ソ: 400mm</td> <td>タ: 後端</td> </tr> <tr> <td>ト: 2.3m</td> <td>ナ: 2000mm</td> <td>ニ: 0.8m</td> <td>ネ: 350mm</td> <td>ノ: 0.8m</td> </tr> </tbody> </table>			ア: 550mm	イ: 450mm	ウ: 0.7m	エ: 1500mm	オ: 2m	カ: 対称	キ: 2.1m	ク: 650mm	コ: 車体後面	サ: 0.9m	シ: 100mm	ス: 0.5m	セ: 直角	ソ: 400mm	タ: 後端	ト: 2.3m	ナ: 2000mm	ニ: 0.8m	ネ: 350mm	ノ: 0.8m
ア: 550mm	イ: 450mm	ウ: 0.7m	エ: 1500mm	オ: 2m																				
カ: 対称	キ: 2.1m	ク: 650mm	コ: 車体後面	サ: 0.9m																				
シ: 100mm	ス: 0.5m	セ: 直角	ソ: 400mm	タ: 後端																				
ト: 2.3m	ナ: 2000mm	ニ: 0.8m	ネ: 350mm	ノ: 0.8m																				

P.288 第4章 年度別試験問題 平成30年度 第1回 模範解答【10】2	誤	2. ⑤ーア (550mm) : ⑥ーカ (対称) : ⑦ーシ (100mm) : ⑧ーエ (1500mm) : ⑨ータ (後端) : ⑩ーソ (400mm) : 審査規程7-37-3 (1) ①~④
	正	2. ⑤ーア (550mm) : ⑥ーカ (対称) : ⑦ーシ (100mm) : ⑧ーエ (1500mm) : ⑨ーコ (車体後面) : ⑩ーソ (400mm) : 審査規程7-37-3 (1) ①~④
P.295 ~ 296 第4章 年度別試験問題 平成30年度 第2回 【9】1	誤	1. 車両総重量が24990kgである普通貨物自動車（他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造部を有する自動車を除く。）に備える突入防止装置の取付位置に関し、次に掲げる基準に適合すること。 [改] (1) 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の全ての位置の高さが地上 (①) 以下となるように取付けられていること。 (2) 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して (②) の位置に取付けられていること。 (3) 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 (③) までの間に取付けられていること。 (4) 突入防止装置は、その全ての平面部と空車状態において地上 (④) 以下にある当該自動車の他の部分の (⑤) との水平距離が (⑥) 以内であって、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるように取付けられていること。 ※中略 ア: 2100mm    イ: 後面    ウ: 450mm    エ: 1500mm    オ: 反発 カ: 300mm    キ: 165mm    ク: 200mm    コ: 後端    サ: 245N シ: 100mm    ス: 550mm    セ: 直角    ソ: 450N    タ: 350mm ト: 緩衝    ナ: 175mm    ニ: 20mm    ネ: 400mm    ノ: 対称
	正	1. 車両総重量が24990kgである普通貨物自動車（他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造部を有する自動車を除く。）に備える突入防止装置の取付位置に関し、次に掲げる基準に適合すること。 [改] (1) 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 (①) 以下となるように取付けられていること。 (2) 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して (②) の位置に取付けられていること。 (3) 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 (③) までの間にあるように取付けられていること。 (4) 突入防止装置は、その平面部と空車状態において地上 (④) 以下にある (⑤) までの水平距離が (⑥) 以下であって、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるように取付けられていること。 ※中略 ア: 2100mm    イ: 車体後面    ウ: 450mm    エ: 1500mm    オ: 反発 カ: 300mm    キ: 165mm    ク: 200mm    コ: 後端    サ: 245N シ: 100mm    ス: 550mm    セ: 直角    ソ: 450N    タ: 350mm ト: 緩衝    ナ: 175mm    ニ: 20mm    ネ: 400mm    ノ: 対称
P.300 第4章 年度別試験問題 平成30年度 第2回 模範解答【9】1	誤	1. ①ース (550mm) : ②ーノ (対称) : ③ーシ (100mm) : ④ーエ (1500mm) : ⑤ーコ (後端) : ⑥ーネ (400mm) : 審査規程7-37-3 (1) ①~④
	正	1. ①ーウ (450mm) : ②ーノ (対称) : ③ーシ (100mm) : ④ーエ (1500mm) : ⑤ーイ (車体後面) : ⑥ーカ (300mm) : 審査規程7-37-3 (1) ①~④
P.307 第5章 暗記ノート ◆検査機器の構造と取扱い 55. 解答	誤	55. ①内 ②速い ③FAST ④5
	正	55. ①外 ②速い ③FAST ④5

P.308 第5章 暗記ノート ◆保安基準適合証等の有効期間と様式 66. 解答	誤	66. ①できない
	正	66. ①15
P.308 第5章 暗記ノート ◆保安基準適合証等の取扱い(不正使用の防止等) 70.	誤	70. 次の各文は、保安基準適合証等の取扱いについてまとめたものである。 ◎指定自動車整備事業者は、保安基準適合証綴の【①】を作成し、保安基準適合証綴数の収受状況を把握すること。 ◎指定自動車整備事業者は、保安基準適合証綴を使用後【①】年間保存しておかなければならない。 ◎保安基準適合証を書き損じたときは、記載面を【③】し、その適合証綴りから切り離すことなく保管するとともに【④】にその旨を記録する。
	正	70. 次の各文は、保安基準適合証等の取扱いについてまとめたものである。 ◎指定自動車整備事業者は、保安基準適合証綴の【①】を作成し、保安基準適合証綴数の収受状況を把握すること。 ◎指定自動車整備事業者は、保安基準適合証綴を使用後【②】年間保存しておかなければならない。 ◎保安基準適合証を書き損じたときは、記載面を【③】し、その適合証綴りから切り離すことなく保管するとともに【④】にその旨を記録する。
P.315 第5章 暗記ノート ◆後退灯 37. 解答	誤	37. ①100 ②150
	正	37. ①100 ②20
P.317 第5章 暗記ノート 保安基準 ◆CO・HCの濃度 48. 解答	誤	48. ①3.0 ②2.0 ③1.0 ④1,000 ⑤500 ⑥300
	正	48. ①0.5 ②2.0 ③1.0 ④1,000 ⑤500 ⑥300